



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報をAlert/Commentary等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクからAlert/Commentary等の原文をご覧ください。

**Dis-
putes**

ニューヨーク州上訴裁判所、「共通の利益の法理」の適用範囲を制限
[New York Reins In "Common Interest" Doctrine](#)

ニューヨーク州の最上級裁判所であるニューヨーク州上訴裁判所は、2016年6月、弁護士・依頼者間秘匿特権の放棄の例外である「共通の利益の法理 (common interest doctrine)」の適用範囲を訴訟が係属しておらず、かつ予期もされていない状況下における合併等の商取引に拡張した2014年の中間上訴裁判所の決定を覆しました。

Ambac 事件判決は、ニューヨーク州における共通の利益の法理が適用される場合について、弁護士・依頼者間のコミュニケーションが第三者に開示された場合であっても、(a)当該第三者が依頼者と共通の利益を有しており、(b)当該コミュニケーションが、(i)共通の法的利益を促進するために、かつ、(ii)係属している又は合理的に予期される訴訟に関連して秘密とされている場合には、秘匿特権による保護が維持されることを明らかにしました。

上記のとおり、ニューヨーク州では、共通の利益の法理は訴訟に関連する場合に限り適用されることとなります。他方で、他の多くの州及び連邦裁判所は、取引の当事者が共通の法的利益を有する商取引 (例えば合併) において、共通の利益の法理をより広範に適用しています。このため、ニューヨーク州を含む多数の法域の法令や法的利益が関係する取引の場合、裁判所がどの法域における共通の利益の法理を適用するか明らかではないため、当事者間のコミュニケーションが開示されるか否かが極めて不明確となります。

企業は、商取引の後に訴訟が開始した場合に、上記のようなコミュニケーションが開示される可能性があることに注意する必要があります。特に、合併契約に関しては、当事者間で弁護士・依頼者間のコミュニケーションを共有することがしばしばありうるため、注意が必要です。本記事は、米国で合併を含む商取引を行う日本企業にとっても、将来起こりうる法的紛争において注意すべき事項です。

General

メキシコ、深海区域開発についての入札要領を公表
[Mexico Oil and Gas: Pemex Announces Bidding Process for Trion Block](#)

メキシコの国営企業である Pemex 及びメキシコ国家炭水素委員会 (Comisión Nacional de Hidrocarburos) は、2016年7月27日に Pemex と共同で超深海区域である Trion Block の開発を行うオペレーターを募集する入札手続きの入札要領を公表しました。本入札は2016年12月5日の実施が予定されています。入札を希望する民間企業は9月5日までに、本開発に参加する財務的、技術的能力を有することを証明する必要があります。

最終的な入札条件等は9月30日に公表される予定です。

なお、本開発はライセンス契約の形式によって行われることが予定されていますが、オペレーターは権益の35乃至45パーセントを取得し、Pemexが最低でも45パーセントの権益を保有することが予定されています。また、PemexはTrion Blockについて、約4億8500万バレルの埋蔵量を有すると推定する一方で、本開発にかかる費用は110億ドル以上と見込んでいます。

本件は近時自由化が進むメキシコにおける資源開発事業に関心のある日本企業等にとって重要な情報であると思われる。

General

メキシコが新たな腐敗行為防止法を制定
[Mexico Enacts New Anti-Corruption Laws](#)

メキシコ大統領の Enrique Peña Nieto は2016年7月18日、自らが「単に腐敗行為と戦うだけにとどまらず、この制度の重要性を高めることに注力する。」と宣言し、メキシコにおける新たな全国腐敗行為防止制度に関する法律を承認しました。新たな全国腐敗行為防止制度の目的は、腐敗行為防止の執行に関わる連邦、州及び市レベルでメキシコのあらゆる政府組織が行う取り組みを連携させることにあります。これらの法律は、公務員だけでなく、企業、その取締役、役員及び従業員を含む民間人に対しても適用されます。

これらの新たな措置は、現行法の改正だけではなく新たな法律の制定を伴うものであり、メキシコ史上において最も広範に渡る腐敗行為防止の執行制度を導入するものです。また、これらの措置は、2015年5月27日に行われたメキシコ憲法の改正に由来するものであり、今月のメキシコ官報 (Mexico's Federal Official Gazette) において公表されました。新たに制定された法律は、以下のものを含みます。

- ・ 「全国腐敗行為防止制度に関する一般法」 (The General Law of the National Anti-Corruption System)
- ・ 「行政責任に関する一般法」 (The General Law on Administrative Accountability)
- ・ 「行政司法連邦裁判所に関する基本法」 (The Organic Law of the Administrative Justice Federal Court)
- ・ 「連邦会計及び責任に関する法」 (The Federal Accounting and Accountability Law)

また、全国腐敗行為防止制度に基づき改正された現行法は、「連邦刑法」 (Federal Criminal Code)、「連邦行政に関する基本法」 (Organic Law of the Federal Public Administration)、「租税調整法」 (Tax Coordination Law)、「一般政府会計法」 (General Government Accounting Law)、「検事総長事務局に関する基本法」 (Organic Law of the Attorney-General's Office) を含みます。

これらの新たな措置によって制定された注目すべき規定には、以下のものが含まれます。

改正連邦刑法 (Amended Federal Criminal Code)

「連邦刑法」の改正によって、公務員及び民間人に対する新たな腐敗行為の犯罪及び罰則が規定されます。例えば、民



間人は、新たな類型の利益誘導（すなわち、公共事業に関して不適切に公務員に影響力を及ぼす行為）を行った場合、刑事訴追の対象となります。また、改正法のもとでは、民間人は、公務員や第三者に利益を供与する見返りに、①許可なく公共事業に参加する、②公務に関して決定権を有する公務員に対し影響力を有している旨を主張する、③公務に関する不正な決定を助長することによって、刑事訴追を受ける可能性があります。これらの規定に違反した者に関して見込まれる罰則は、最大6年間の懲役及び違反者が100日間で得られるであろう収入と同額の罰金を含みます。加えて、公的機関との契約、許可又は免許を有し、かかる契約、許可又は免許に関し、自ら又は第三者に利益を供与するため、虚偽又は偽の情報を用いた民間人は、最大9年間の懲役及び違反者の100日間の収入と同額の罰金が科され得ます。

行政責任に関する一般法

(General Law on Administrative Accountability)

2017年、「行政責任に関する一般法」が、二つの現行法、すなわち「公的調達に関する連邦腐敗行為防止法」(Federal Anti-Corruption Law on Public Procurement)及び「公務員の行政責任に関する連邦法」(Federal Law of Administrative Accountability of Public Officials)に取って代わります。「行政責任に関する一般法」に基づき、企業は、以下の場合において、行政上の責任を負います。

- ・（「賄賂」についての広義の定義に基づき）公務員に賄賂を贈る場合
- ・過去の不適切な行為によって連邦、州及び市レベルの行政上の手続への参加を禁止された後に、かかる手続に参加する場合
- ・利益を得るため、又は人若しくは公務員に損害を与えるために、公務員に対し、その影響力又は経済的若しくは政治的な力を用い、あるいは、用いようとする場合
- ・許可、便益若しくは利益を得るため、又は人に損害を与えるために、行政上の手続において虚偽の情報を用いる場合
- ・連邦、州又は市の公的調達において便益又は利益を得るため、他の民間人と共同で対応策を取る場合
- ・公的資産（物的、人的、財産的リソース）を着服する場合
- ・直接的に市場利益又は競争優位をもたらす、公務員又は元公務員（前の年まで役職に就いており、その職務に関して得られた部外秘の情報を保有している者）を雇用する場合

会社の利益を得るために、会社に代わって個人がこれらの行為を行った場合、会社も処罰を受ける可能性があります。

「行政責任に関する一般法」の違反に対する罰則は、得られた便益の最大2倍までの罰金、参加資格の停止、行為の差し止め、会社の清算及び会社が政府機関へ補償することの要請を含みます。

「行政責任に関する一般法」のもとでは、会社は、関係当局により、会社が適切な「インテグリティ・ポリシー」（すなわち、適切な腐敗行為防止及びコンプライアンスにつ

いてのポリシー）を備えていたと判断された場合、責任を免れる可能性があります。また、この法律は、かかるポリシーを実施しようとする会社に対し、以下の内容を含むガイドラインを提示しています。

- ・ 会社は、明確かつ完全であり、会社の各部門の役割及び責任を含み、社内の命令や指揮系統を明確に記載した、組織や手続に関するマニュアルを採用すること。
- ・ 会社は、会社のポリシーやメキシコ法に反した行動を取る従業員に対する懲戒手続のみならず、所轄官庁に対する適切な報告を可能にする、適切な内部通報や報告に関する制度を設けること。

行政司法連邦裁判所に関する基本法

(Organic Law of the Administrative Justice Federal Court)

新たな「行政司法連邦裁判所に関する基本法」の成立により、「租税及び行政司法連邦裁判所に関する基本法」

(Organic Law of the Tax and Administrative Justice Federal Court)

は廃止されました。この法律は、新たな全国腐敗行為防止制度のもとでの重大な行政上の違反について、行政司法連邦裁判所が公務員及び民間人を処罰する権限を有することを定めています。しかしながら、この裁判所が民間人を処罰する権限は、他の政府機関が会社や個人に処罰を課す権限を阻害するものではありません。

改正連邦会計及び責任に関する法

(Amended Federal Accounting and Accountability Law)

「連邦会計及び責任に関する法」のもとでは、会社は、腐敗行為防止に関する調査において、連邦高等監査官 (Federal Superior Auditor) に協力しなかった場合、責任を負わされる可能性があります。罰則は、税額査定による「Measure and Update Unit」（現時点では約40,577米ドル）という指数の最大1万倍までの額の制裁金を含みますが、違反が繰り返される場合には増額される可能性があります。これらの処罰は、刑事責任及び民事責任とは無関係になされます。

発効日

2017年7月に施行される「行政責任に関する一般法」及び腐敗行為防止に関する執行を担当する検察当局の新たなトップの任命に際して施行される「連邦刑法」及び「検事総長事務局に関する基本法」を除き、新たに公表された上記の新法や改正法は2016年7月19日に施行されました。

General

新たな EU サイバーセキュリティ指令の施行

[The New EU Cybersecurity Directive: What Impact on Digital Service Providers?](#)

EUでの初の包括的なサイバーセキュリティに関する指令となる、「ネットワーク及び情報システム指令」(NIS指令)が2016年8月8日に施行されました。

NIS指令では、重要インフラ提供者とともに、オンライン市場、検索エンジン、クラウドサービスというデジタルサービスの提供者 (DSP) にもセキュリティ上の義務、具体的には、最新の安全管理措置を実施する義務及びEU内で提供されているサービスへ重要な影響を与えるインシデントの通知義務が



課されることとなりました。議論の多かった DSP の対象範囲に関しては、ストリーミング、主要なオンラインコンピュータゲーム、SNS などについては最終的には規制範囲から除外されました。本コメントリーは議論の多かった DSP を中心に説明します。

EU 内に本社のある DSP は NIS 指令の対象とみなされます。EU に本社が無い DSP であっても、EU 内でサービスの提供をしている場合には NIS 指令の対象となり得るので注意が必要です。

NIS 指令と一般データ保護規則 (GDPR) の関係：データコントローラーとデータプロセッサーである DSP は、NIS 指令と GDPR の規制を共に受けます。両者の大きな違いは、NIS 指令が全てのデータを対象とするのに対して、GDPR では個人データに限定される点にあります。また、NIS 指令はデータ関係の違反行為だけでなく、セキュリティやサービスの提供に影響があるインシデントも対象となります。

各加盟国は 2018 年 5 月 9 日までに NIS 指令を国内法に組み込むことが要求されており、NIS 指令違反への罰則は今後各国が定めることとなります。

本件は、EU 加盟国において、重要インフラサービス又は DSP に該当するサービスを提供している日本企業又はその関連会社が、NIS 指令によりサイバーセキュリティ上の義務を負う可能性があり、適切な対応が必要となる等の影響があります。

その他、2016 年 8 月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

BR&R

巡回区控訴裁判所により判断が分かっていた連邦倒産法 546(e) 条のセーフハーバー規定について、第 7 巡回区控訴裁判所の新たな決定
[Circuit Courts Divided Following Seventh Circuit's Section 546\(e\) Safe Harbor Decision](#)

Finance

イギリスの EU 離脱は 2000 年問題の再来か、逆ビッグバンか
[Y2K or Reverse Big Bang?](#)

Finance

米国消費者金融保護局の債権回収市場の規制に関する提言
[The CFPB's Debt-Collection Proposals: What You Need To Know](#)

General

米国金融犯罪取締ネットワークが金融機関による口座の実質的所有者の審査手続についての FAQ を公表
[Financial Crimes Enforcement Network Releases FAQs on Diligence Procedures for Beneficial Owners of Accounts](#)

General

中国企業は国による使用のために原油を備蓄しなければならない可能性
[Chinese Enterprises to Maintain Oil Reserves for National Use](#)

General

米国において、原油及び天然ガスセクターの汚染物質排出に関して発生地の特定制法が進化

[Evolution of Source Determination for Certain Emission Units in the Oil and Natural Gas Sector](#)

General

米国国務省防衛通商管理部の忙しい夏：武器輸出管理法の民事罰の引き上げ及び国際武器取引規則の新たな定義規定及び書式

[A Busy Summer for DDTC: Increased AECA Civil Penalties, New ITAR Definitions and Forms](#)

General

米国国会、パイプライン安全局を再度認証し、新しいパイプライン安全性要件を義務付ける

[U.S. Congress Reauthorizes Pipeline Safety Agency and Mandates New Pipeline Safety Requirements](#)

General

西オーストラリア州における工事契約法に基づく支払体制の確保に関する主な変更点

[Key Changes to Security of Payment Regime in Western Australia](#)

IP

欧州司法裁判所及び EU 加盟国家、各国のデータ保持法を精査

[The Data Retention Saga Continues: European Court of Justice and EU Member States Scrutinize National Data Retention Laws](#)

IP

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所、『知的財産権』侵害の除外規定は特許ライセンス契約上の請求について保険対象とすることを妨げないとの判断

["Intellectual Property" Exclusion does not Bar Insurance Coverage for Claims under Patent Licensing Agreement](#)

Labor

米国連邦調達規制協議会、公平賃金及び安全な事業場に関する大統領命令を実施する最後の規則を発表

[Final Rule Implementing the Fair Pay and Safe Workplaces Executive Order Released](#)

Tax

米国イリノイ州巡回区控訴裁判所では自発的支払いの原則が消費者詐欺法への防御方法として有効であるとの判断

[The Voluntary Payment Doctrine Defense Is Alive and Well in Illinois](#)

Securities

米国証券取引委員会、米国の投資顧問業者から成功報酬を請求される顧客及び投資者純資産の基準額を引上げ

[Increased Net Worth Threshold for Certain Clients and Investors to be Charged Performance Fees by U.S. Registered Investment Advisers](#)